

指 定 管 理 者 による 公 の 施 設 の 管理運営等に係る評価結果報告書

令 和 7 年 3 月

敦賀市指定管理者評価委員会

目 次

1	令和6年度評価対象施設	1
2	評価の実施方法	2
3	評価結果	6
(1) 期末評価		
①	敦賀市立やまびこ園	6
②	敦賀市黒河農村ふれあい会館	9
③	敦賀赤レンガ倉庫	12
④	敦賀市きらめきスタジアム	15
(2) 中間評価		
①	敦賀市立子ども発達支援センター	18
②	きらめきみなと館	21
③	敦賀市公設地方卸売市場	24
④	敦賀市民文化センター	27
⑤	敦賀市武道館	30
資料1	敦賀市指定管理者評価委員会委員名簿	33
資料2	敦賀市指定管理者評価委員会の開催経過	34
資料3	敦賀市指定管理者評価委員会設置条例	35
資料4	指定管理者制度導入施設一覧 令和6年4月1日現在	36

1 令和6年度評価対象施設

敦賀市では、令和6年4月1日現在、17施設において指定管理者制度を導入している。

評価委員会による評価は、このすべての指定管理者制度導入施設を対象とし、指定期間5年（標準）の施設であれば、指定期間の2年目（1年目の管理運営業務等の評価）を中間評価、4年目（3年目の管理運営業務等の評価）を期末評価として評価を実施することとしている。

なお、指定期間が4年以下の施設にあっては、中間・期末を兼ねて1回の評価で実施することとする。

以上を踏まえ、今年度は下記の9施設を評価委員会評価の対象として評価を実施した。

<令和6年度評価対象施設>

施設名	指定管理者	指定期間	評価種別
敦賀市立やまびこ園	社会福祉法人敦賀市社会福祉事業団	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	期末評価
敦賀市黒河農村ふれあい会館	敦賀市黒河農村ふれあい会館管理運営委員会	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	期末評価
敦賀赤レンガ倉庫	株式会社丹青社	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	期末評価
敦賀市きらめきスタジアム	敦賀市ソフトボール協会	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	期末評価
敦賀市立子ども発達支援センター	社会福祉法人敬仁会	令和5年4月1日 ～令和10年3月31日	中間評価
きらめきみなと館	株式会社クリンテック	令和5年4月1日 ～令和10年3月31日	中間評価
敦賀市公設地方卸売市場	敦賀合同青果株式会社	令和5年4月1日 ～令和10年3月31日	中間評価
敦賀市民文化センター	株式会社ケイミックスパブリックビジネス	令和5年4月1日 ～令和10年3月31日	中間評価
敦賀市武道館	公益社団法人敦賀市シルバー人材センター	令和5年4月1日 ～令和10年3月31日	中間評価

2 評価の実施方法

敦賀市指定管理者評価委員会による指定管理者の評価は、「施設の管理運営状況の評価」「指定管理者の財務状況の確認」により実施した。

(1) 施設の管理運営状況の評価

評価委員会は、指定管理者の自己評価、市（施設所管課）の評価等について市から報告を受け、管理運営の状況や評価の内容について実地調査や指定管理者・施設所管課へのヒアリング等の実施により確認し、評価を行った。

① 評価項目について

◆ 評価項目（大項目）の設定

評価項目の大項目は、「業務の履行状況の確認」「サービスの質の確認」「サービス提供の継続性と安定性」の3つとした。

◆ 評価項目（小項目）の設定

大項目ごとに、具体的な評価項目として、小項目とその確認内容を設定した。

今年度評価における評価項目（小項目）については、大項目ごとに下記のとおりとした。

ア．業務の履行状況の確認

評価項目(小項目)	確 認 内 容
開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか。
職員配置	適切な人員配置がされたか。
職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか。
使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか。
利用料金(使用料)	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか。
保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか。
清掃・維持管理業務	清掃、維持管理業務は適切に行われたか。
修繕業務	修繕業務は適切に行われたか。
事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか。
利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か。
利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか。
施設賠償責任保険の加入	施設賠償責任保険に加入しているか。
利用者の安全確保対策	緊急時・防災時・事故時の対応体制(マニュアル作成, 訓練等)が確立されているか。
個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か。
情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か。
備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか。

イ．サービスの質の確認

評価項目(小項目)	確 認 内 容
利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか。
接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か。
施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか。
利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか。 パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか。
施設運営業務	実施された事業内容は適切に行われているか。
事業(自主事業を除く)の実施状況	事業(自主事業を除く)は効果的に行われたか。 (例) 開催状況、利用者の満足度 等
自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか。
目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか。

ウ．サービス提供の継続性と安定性

評価項目(小項目)	確 認 内 容
経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか。
事業収支	事業収支は妥当か。
人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か。
外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か。

② 評価基準について

◆ 評価項目（小項目）に係る評価基準

評価項目（小項目）に係る評価基準については、「指定管理者の自己評価」「施設所管課の評価」「指定管理者評価委員会の評価」の各評価において、下記の規準により評価を行った。

ア．評価項目（小項目）に係る評価基準

評価	判 定 基 準
A	協定書／仕様書／事業計画書に定める水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	協定書／仕様書／事業計画書に定める水準の運営がなされ、適正であると認められる。
C	協定書／仕様書／事業計画書に定める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。
D	協定書／仕様書／事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。

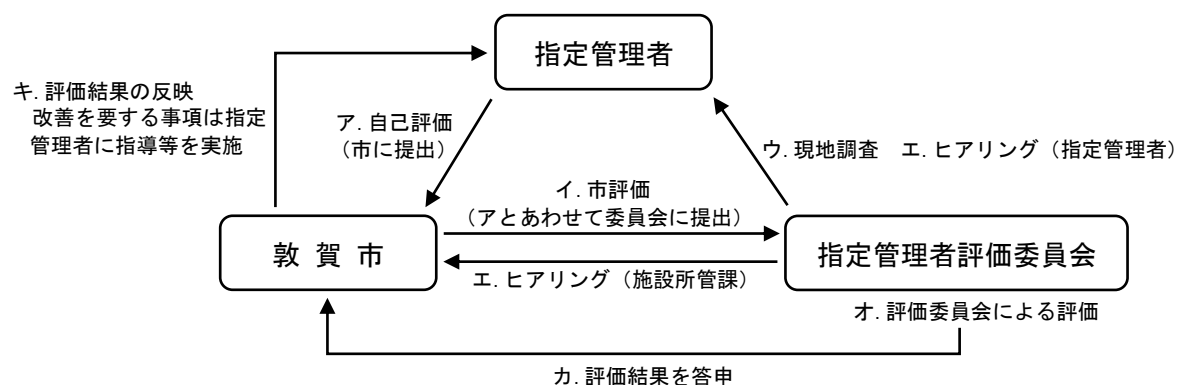
◆ 評価項目（大項目）及び総合評価に係る評価基準

指定管理者評価委員会については、評価項目（小項目）の評価を行った上で、それに基づき評価項目（大項目）及び当該施設に係る総合評価を下記の規準により評価を行った。

イ. 評価項目（大項目）及び総合評価に係る評価基準

評価	判 定 基 準
小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合	
A	評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。
B	評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。
C	評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。
D	評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。

③ 評価の枠組み及び業務フロー



ア. 指定管理者による自己評価→評価結果を市（施設所管課）へ提出【指定管理者】

イ. 市（施設所管課）による評価→アを付して評価結果を評価委員会へ提出

【市（施設所管課）】

ウ. 対象施設の現地調査【評価委員会】

エ. 指定管理者、施設所管課へのヒアリング【評価委員会】

オ. 評価委員会による評価（項目別評価、総合評価）【評価委員会】

カ. 評価結果を市へ答申【評価委員会】

キ. 指定管理者と評価結果を共有し、改善を要する事項は指定管理者に指導等を実施

【市（施設所管課）及び指定管理者】

（２）指定管理者の財務状況の確認

指定期間中に指定管理者の経営状況が悪化し、指定管理業務の継続に影響を与えないよう、指定管理者の経営母体について、指定管理者評価委員会で財務状況の確認を行っている。

なお、財務状況の確認については、あくまでも指定管理者の業務継続性の指標とするための確認行為であり、確認の結果、経営母体の財務状況の悪化等が認められた場合であっても、これにより経営母体の経営に対する指導、指示等を行うものではない。

＜財務状況の確認方法＞

- ・財務状況の確認は、主に指定管理者の経営母体の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等）を、指標等を用いて確認することにより実施した。
- ・提出書類は、指定管理者の構成団体全社分の財務諸表等（直近３事業年度）とした。なお、指定管理者が共同事業体である場合は、構成するすべての団体等の財務諸表等の提出を、また、指定管理者である団体等が、その親会社又は子会社と連結決算を行っている場合は、連結財務諸表等についても提出を求めることとしている。

令和6年度 敦賀市指定管理者評価委員会 指定管理者評価結果

1. 基本情報

施 設 名	敦賀市立やまびこ園	施設所在地	敦賀市長谷47号21番
指定管理者名	社会福祉法人 敦賀市社会福祉事業団	施設所管課	福祉保健部 地域福祉課
指 定 期 間	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日	公募・指名の別	公 募
施設の設置目的	敦賀市における社会福祉の増進に寄与するとともに、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持し、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じた生活を地域社会において営むことができるよう支援する		
管理業務の内容	(1)施設の利用に関する業務 (2)生活介護・施設入所・短期入所・日中一時の受付、案内業務、施設等の維持管理及び経理に関する業務 (3)その他の必要な業務		

2. 施設の管理運営状況の評価結果

(1) 項目別評価

① 業務の履行状況の確認		大項目 評 価	B	大項目 評 価 基 準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目（小項目）	確 認 内 容		評 価	評価委員会からの意見
1	開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか		B	・条例に基づき遵守されている。
2	職員配置	適切な人員配置がされたか		B	・膨大、精緻な資料の見直しなど業務効率化を目指し、特定職員への残業増加（業務集中）の改善策を期待する。
3	職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか		B	・適切に実施されている。
4	使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか		B	・条例に基づき遵守されている。
5	利用料金（使用料）	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか		B	・適切に行われている。
6	保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか		B	・適切に行われている。
7	清掃・維持管理業務	清掃、維持管理業務は適切に行われたか		C	・工事中であることは理解できるが、中庭の雑草駆除に配慮願いたい。
8	修繕業務	修繕業務は適切に行われたか		B	・修繕の優先順位付等、所管課との密接な連携を期待する。
9	事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか		B	・条例及び事業計画に基づき実施されている。
10	利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か		B	・適切な水準である。
11	利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか		B	・適切な対応である。
12	施設賠償責任保険の加入	必要な保険に加入しているか（市加入の総合賠償補償保険の補償範囲外のもの）		B	・適切に行われている。
13	利用者の安全確保対策	緊急時・防災時・事故時の対応体制（マニュアル作成、訓練等）が確立されているか		B	・適切に対応されている。

No.	評価項目(小項目)	確認内容	評価	評価委員会からの意見
14	個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か	B	・基本協定書に基づき、適切に行われている。
15	情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か	B	・適切に対応している。
16	備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか	C	・現物確認ができていない備品があり、その点改善を要する。

小項目
評価
基準

A:市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。
B:市が求める水準の運営がなされ、適正である。
C:市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。
D:市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。

② サービスの質の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A:評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B:評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C:評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D:評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目(小項目)	確認内容		評価	評価委員会からの意見
1	利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか		B	・適切に対応している。
2	接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か		B	・苦情等に対する再発防止策の検討が必要である。
3	施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか		B	・適切に対応している。
4	利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか		B	・適切に対応している。
5	施設運営業務	実施された事業内容は適切に行われているか		B	・入所者預り金を現金で受領する際には、経理規程に基づき発行する領収書の写しを添付するなど、事後の検証が可能な体制にすることを望む。
6	事業(自主事業を除く)の実施状況	事業(自主事業を除く)は効果的に行われたか 例)開催状況、利用者の満足度等		B	・効果的に行われている。
7	自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか		B	・適切に行われている。
8	目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか		B	・適正と考えられる。

小項目
評価
基準

A:市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。
B:市が求める水準の運営がなされ、適正である。
C:市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。
D:市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。

③ サービス提供の継続性と安定性		大項目 評 価	B	大項目 評 価 基 準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目（小項目）	確 認 内 容			評 価	評価委員会からの意見
1	経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか			B	・削減努力が確認できる。
2	事業収支	事業収支は妥当か			B	・事業収支は適正範囲と考えられる。
3	人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か			B	・業務上やむを得ない部分もあるかもしれないが、人件費が増加傾向にあり、業務効率化等の見直しが望まれる。
4	外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か			B	・適正範囲内である。
				小項目 評 価 基 準	A: 事業計画等に基づく水準以上の経営がなされている。 B: 事業計画等に基づく経営がなされている。 C: 概ね事業計画等に基づく経営がなされているが、簡単な改善等を要する。 D: 事業計画等に基づく経営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

(2) 総合評価及び所見

総合評価	B	総 合 評 価 基 準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
指定管理者評価委員会 による総評		・ 業務内容の性質上やむを得ないとはいえ、人件費が増加傾向にあり、業務効率化等の為の対策が望まれる。	

3. 財務状況の確認

財務状況に関する確認結果 （ 適 / 否 ）	適	左記結果に係る 指定管理者評価 委員会の所見	財務状況は健全であり、収支のバランスは概ね良好である。
---------------------------	---	------------------------------	-----------------------------

令和6年度 敦賀市指定管理者評価委員会 指定管理者評価結果

1. 基本情報

施設名	敦賀市黒河農村ふれあい会館	施設所在地	敦賀市山43号42番地
指定管理者名	敦賀市黒河農村ふれあい会館管理運営委員会	施設所管課	産業経済部 農林水産振興課
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日	公募・指名の別	公募
施設の設置目的	黒河地区農村総合整備事業の一環として、自然とのふれあいや実体験を通じて農林業を理解する都市部住民との交流を図り、市民の健康増進及び連帯感醸成の拠点とすることを目的とする。		
管理業務の内容	・施設の維持管理に関すること ・施設の利用に関すること ・施設の管理運営に関すること		

2. 施設の管理運営状況の評価結果

(1) 項目別評価

① 業務の履行状況の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目（小項目）	確 認 内 容		評 価	評価委員会からの意見
1	開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか		B	・条例に基づき遵守されている。
2	職員配置	適切な人員配置がされたか		B	・厳しい中でも適正に行われている。
3	職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか		B	—
4	使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか		B	・適切に行われている。
5	利用料金（使用料）	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか		B	・適切に行われている。
6	保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか		B	・適切に行われている。
7	清掃・維持管理業務	清掃、維持管理業務は適切に行われたか		B	・適切に行われている。
8	修繕業務	修繕業務は適切に行われたか		B	・適切に行われている。
9	事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか		C	・事業の実現可能性を考慮し、再考を望む。
10	利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か		C	・利用回数の増加に向けた事業提案等を工夫し、特定の者以外の利用の増加が望まれる。
11	利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか		C	・パンフレットが更新されていないなど、利用促進の不足が見られる。ホームページの更新等、他の取組みを望む。
12	施設賠償責任保険の加入	必要な保険に加入しているか（市加入の総合賠償補償保険の補償範囲外のもの）		B	—
13	利用者の安全確保対策	緊急時・防災時・事故時の対応体制（マニュアル作成、訓練等）が確立されているか		B	・適切に行われている。
14	個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か		B	・適切に行われている。

No.	評価項目(小項目)	確認内容	評価	評価委員会からの意見
15	情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か	B	・適切に行われている。(但し、意思決定記録は整備が必要。)
16	備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか	B	・適切に行われている。
		小項目評価基準	A:市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B:市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C:市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D:市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

② サービスの質の確認		大項目 評 価	B	大項目 評 価 基 準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A:評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B:評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C:評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D:評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目（小項目）	確 認 内 容			評 価	評価委員会からの意見
1	利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか			C	・利用者ニーズの聞き取り内容の記録を残し、今後の運営に活かすことを望む。
2	接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か			B	・適切に対応している。
3	施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか			B	・適切に対応している。
4	利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか			B	・適切に対応している。
5	施設運営業務	実施された事業内容は適切に行われているか			B	・適切に対応している。
6	事業（自主事業を除く）の実施状況	事業（自主事業を除く）は効果的に行われたか 例）開催状況、利用者の満足度等			B	・適切に行われている。（但し、意思決定記録は整備が必要。）
7	自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか			C	・実現可能性を考慮し、再考を望む。
8	目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか			C	・設置の目的である都市部住民との交流が図られることを望む。
					小項目 評 価 基 準	A:市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B:市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C:市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D:市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。

③ サービス提供の継続性と安定性		大項目 評 価	B	大項目 評 価 基 準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A:評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B:評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C:評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D:評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目（小項目）	確 認 内 容			評 価	評価委員会からの意見
1	経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか			B	・削減努力が確認できる。
2	事業収支	事業収支は妥当か			B	・設置目的に基づいた事業による収入源の確保を望む。
3	人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か			B	・適正な支出状況である。
4	外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か			B	・計画等に基づき、適切に行われている。
					小項目 評 価 基 準	A:事業計画等に基づく水準以上の経営がなされている。 B:事業計画等に基づく経営がなされている。 C:概ね事業計画等に基づく経営がなされているが、簡単な改善等を要する。 D:事業計画等に基づく経営がなされておらず、早急な改善が必要である。

(2) 総合評価及び所見

総合評価	B	総合評価基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
指定管理者評価委員会による総評			・当施設の設置目的(※)に現在の施設の運営状況を照らし合わせると、設置目的に則した利活用が十分に行われているとは言えない状況といえる。また、指定管理者である「敦賀市黒河農村ふれあい会館管理運営委員会」の運営を将来にわたって担う人材の確保や、利用者の増加に比例して山地区の人的・金銭的負担が増大する収支体系を鑑みると、事業の持続可能性や地区の負担増大という点で、指定管理制度の枠組みで当施設の運営を継続するには適さないとも感じられる。 ・「敦賀市黒河農村ふれあい会館管理運営委員会」を実質的に運営している山地区と敦賀市の間で、市民の当該施設へのかかわり方について十分に議論いただいた上で、設置目的の変更や指定管理制度を継続するか否かについての結論を求む。 ※ 施設の設置及び管理に関する条例に記載の設置目的は、「自然との触れあいや実体験を通じて農林業を理解する都市部住民との交流を図り、市民の健康増進及び連帯感醸成の拠点とするため」となっている。

3. 財務状況の確認

財務状況に関する確認結果 (適 / 否)	適	左記結果に係る指定管理者評価委員会の所見	当施設の特性を考慮すれば、当面の間事業継続に支障を来す、特段の懸念事項は見られなかった。
-------------------------	----------	----------------------	--

令和6年度 敦賀市指定管理者評価委員会 指定管理者評価結果

1. 基本情報

施設名	敦賀赤レンガ倉庫	施設所在地	敦賀市金ヶ崎町4番1号
指定管理者名	株式会社丹青社	施設所管課	まちづくり観光部 観光誘客課
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日	公募・指名の別	公募
施設の設置目的	歴史的資産を保存し及び活用することにより、市民及び観光者の交流を推進するとともに、敦賀市の商業及び観光の振興並びに中心市街地の活性化に寄与するため。		
管理業務の内容	(1)施設の利用に関する業務 (2)施設の受付・案内業務 (3)施設等の維持管理に関する業務 (4)施設等の管理に関する経理業務 (5)総合的な管理に関する業務 (6)施設の知名度向上に関する業務 (7)利用者サービス提供事業に関する業務 (8)飲食その他必要なサービス提供に関する業務 (9)その他必要な業務		

2. 施設の管理運営状況の評価結果

(1) 項目別評価

① 業務の履行状況の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目（小項目）	確 認 内 容		評 価	評価委員会からの意見
1	開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか		B	・条例に基づき遵守されている。（但し、店舗の営業時間にバラツキがあり、一体的な営業活動を期待する。）
2	職員配置	適切な人員配置がされたか		B	・適切に行われている。
3	職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか		A	・マニュアルは必要以上に整備されており、評価できる。
4	使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか		B	・適切に行われている。
5	利用料金（使用料）	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか		B	・適切に行われている。
6	保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか		B	・適切に行われている。
7	清掃・維持管理業務	清掃、維持管理業務は適切に行われたか		B	・適切に行われている。
8	修繕業務	修繕業務は適切に行われたか		B	・適切に行われている。
9	事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか		B	・適切に実施されている。
10	利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か		B	・適切な水準である。
11	利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか		B	・適切に行われている。（但し、各特別展・イベント毎の集客効果を分析することが望ましい。）
12	施設賠償責任保険の加入	必要な保険に加入しているか（市加入の総合賠償補償保険の補償範囲外のもの）		B	・適切に行われている。
13	利用者の安全確保対策	緊急時・防災時・事故時の対応体制（マニュアル作成、訓練等）が確立されているか		B	・適切に行われている。
14	個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か		B	・適切に行われている。

No.	評価項目(小項目)	確認内容	評価	評価委員会からの意見
15	情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か	B	・適切に行われている。
16	備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか	B	・適切に行われている。
			小項目評価基準	A:市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B:市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C:市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D:市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。

② サービスの質の確認		大項目 評 価	B	大項目 評 価 基 準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A:評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B:評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C:評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D:評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目（小項目）	確 認 内 容			評 価	評価委員会からの意見
1	利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか			B	・アンケート等をきちんと取られており、各観点からの分析が十分にされていた。
2	接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か			B	・適切に行われている。
3	施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか			A	・顧客ニーズに合わせた表示・案内が的確に行われている。
4	利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか			B	・適切に行われている。
5	施設運営業務	実施された事業内容は適切に行われているか			B	・適切に行われている。
6	事業（自主事業を除く）の実施状況	事業（自主事業を除く）は効果的に行われたか 例）開催状況、利用者の満足度等			B	・適切に行われている。
7	自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか			B	・適切に行われている。（但し、テナントとの連携強化（営業時間等）を望む。）
8	目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか			B	・適正な水準である。
					小項目 評 価 基 準	A:市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B:市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C:市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D:市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。

③ サービス提供の継続性と安定性		大項目 評 価	B	大項目 評 価 基 準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目（小項目）	確 認 内 容			評 価	評価委員会からの意見
1	経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか			B	・日常的な削減努力が確認できる。
2	事業収支	事業収支は妥当か			B	・妥当な水準である。
3	人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か			B	・妥当な水準である。
4	外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か			B	・妥当な水準である。
					小項目 評 価 基 準	A: 事業計画等に基づく水準以上の経営がなされている。 B: 事業計画等に基づく経営がなされている。 C: 概ね事業計画等に基づく経営がなされているが、簡単な改善等を要する。 D: 事業計画等に基づく経営がなされておらず、早急な改善が必要である。

(2) 総合評価及び所見

総合評価	B	総合評価基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
指定管理者評価委員会による総評		- 顧客ニーズに合わせた施設内の表示・案内が的確に行われている。 - 店舗の営業時間にバラツキがあり、一体的な営業活動を期待する。	

3. 財務状況の確認

財務状況に関する確認結果 （適 / 否）	適	左記結果に係る 指定管理者評価 委員会の所見	当面の間事業継続に支障を来たず、特段の懸念事項は見られなかった。
-------------------------	----------	------------------------------	----------------------------------

令和6年度 敦賀市指定管理者評価委員会 指定管理者評価結果

1. 基本情報

施設名	敦賀市きらめきスタジアム	施設所在地	敦賀市若泉町9番3号
指定管理者名	敦賀市ソフトボール協会	施設所管課	教育委員会 スポーツ振興課
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日	公募・指名の別	公募
施設の設置目的	市民の健康増進、スポーツの振興及び文化の向上等を図るため		
管理業務の内容	・施設の利用に関すること ・施設の受付及び案内に関すること ・施設の維持管理に関すること ・施設等の管理に関する経理業務 ・総合的な管理に関すること ・利用者サービス提供事業に関すること ・施設における事業計画及び実施に関すること ・その他必要な業務		

2. 施設の管理運営状況の評価結果

(1) 項目別評価

① 業務の履行状況の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目（小項目）	確 認 内 容		評 価	評価委員会からの意見
1	開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか		B	・条例に基づき遵守されている。
2	職員配置	適切な人員配置がされたか		B	・適切な水準である。
3	職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか		B	（今後、必要な範囲内での実施を希望する。）
4	使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか		B	・適正に行われている。
5	利用料金（使用料）	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか		B	・適切に行われている。
6	保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか		B	・実情に応じた協定内容の見直しを所管課と調整されたい。
7	清掃・維持管理業務	清掃、維持管理業務は適切に行われたか		B	・定期的な清掃の結果、グラウンド、施設共にきれいな状態を保っている。但し、樹木の整備については、所管課と協議し行うことを求める。
8	修繕業務	修繕業務は適切に行われたか		B	・自前での修繕や清掃に取り組む等、顕著な改善がみられる。（但し、トイレ等利用者のプライバシーに配慮した設備の設置については、所管課と協議願いたい。）
9	事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか		B	・条例等に基づき、適正に対応している。
10	利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か		B	・適切な水準を確保している。
11	利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか		A	・学童野球等誘致活動に積極的であり、成果が見られる。
12	施設賠償責任保険の加入	必要な保険に加入しているか（市加入の総合賠償補償保険の補償範囲外のもの）		B	・適切に行われている。

No.	評価項目(小項目)	確認内容	評価	評価委員会からの意見
13	利用者の安全確保対策	緊急時・防災時・事故時の対応体制(マニュアル作成, 訓練等)が確立されているか	B	・適切に対応されている。
14	個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か	B	・基本協定書に基づき、適切に行われている。
15	情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か	B	・対応の必要性を認識している。
16	備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか	B	・備品整理を行い、清潔な印象を受けた。

小項目
評価
基準

A:市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。
B:市が求める水準の運営がなされ、適正である。
C:市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。
D:市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。

② サービスの質の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算定した場合 A:評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B:評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C:評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D:評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
-------------	--	-----------	---	-----------------	--

No.	評価項目(小項目)	確認内容	評価	評価委員会からの意見
1	利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか	B	・所管課の意見を踏まえ、広く収集した利用者の意見を、今後の事業計画及び取り組みに反映していただきたい。
2	接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か	B	・適切に対応している。
3	施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか	B	・避難ルートや使用上の注意などの表示の増設を期待したい。 ・使用上の注意の掲示等、所管課と相談されたい。
4	利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか	B	・ホームページ上での利用案内が閲覧できるが、来場者向けにチラシ等を配布できるとよい。
5	施設運営業務	実施された事業内容は適切に行われているか	B	・適切に対応している。
6	事業(自主事業を除く)の実施状況	事業(自主事業を除く)は効果的に行われたか 例)開催状況、利用者の満足度等	B	・効果的に行われている。
7	自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか	C	・当初計画で定められた自主事業を実施されたい。
8	目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか	B	・目標達成に向けて取組まれている。

小項目
評価
基準

A:市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。
B:市が求める水準の運営がなされ、適正である。
C:市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。
D:市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。

③ サービス提供の継続性と安定性		大項目 評 価	A	大項目 評 価 基 準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目（小項目）	確 認 内 容			評 価	評価委員会からの意見
1	経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか			A	・大幅な削減努力が確認できる。
2	事業収支	事業収支は妥当か			B	・妥当な水準を確保している。
3	人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か			A	・人件費の見直しを行っており、適正な人件費率への努力が見られる。
4	外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か			B	・適正範囲内である。
				小項目 評 価 基 準	A: 事業計画等に基づく水準以上の経営がなされている。 B: 事業計画等に基づく経営がなされている。 C: 概ね事業計画等に基づく経営がなされているが、簡単な改善等を要する。 D: 事業計画等に基づく経営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

(2) 総合評価及び所見

総合評価	B	総合 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
指定管理者評価委員会 による総評		・自前での修繕や清掃に取り組む等、顕著な改善がみられる。 ・当初計画で定められた自主事業を実施されたい。 ・収支余剰金の取扱いについて、ルールを決めて明示する必要がある。	

3. 財務状況の確認

財務状況に関する確認結果 （ 適 / 否 ）	適	左記結果に係る 指定管理者評価 委員会の所見	収支状況は概ね良好である。
---------------------------	---	------------------------------	---------------

令和6年度 敦賀市指定管理者評価委員会 指定管理者評価結果

1. 基本情報

施設名	敦賀市立子ども発達支援センター	施設所在地	敦賀市櫛川41号2番地の3
指定管理者名	社会福祉法人 敬仁会	施設所管課	福祉保健部 地域福祉課
指定期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日	公募・指名の別	公募
施設の設置目的	障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等を行うことにより、障がい児の福祉の向上を図ることを目的としている。		
管理業務の内容	(1)児童発達支援に関する業務 (2)放課後等デイサービスに関する業務 (3)保育所等訪問支援に関する業務 (4)障害児相談支援事業に関する業務 (5)特定相談支援事業に関する業務 (6)日中一時支援に関する業務 (7)センター利用の承認及び利用料金の徴収 (8)センターの管理に関する経理業務 (9)総合的な管理に関する業務 (10)利用者サービス提供事業に関する業務 (11)センターにおける事業計画及び実施に関する業務 (12)その他必要な業務		

2. 施設の管理運営状況の評価結果

(1) 項目別評価

① 業務の履行状況の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目（小項目）	確 認 内 容		評 価	評価委員会からの意見
1	開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか		A	・土曜開所日の工夫等、定められた開館時間の中で、利用者に喜ばれるように工夫している様子が見られた。
2	職員配置	適切な人員配置がされたか		B	・利用者が増えた場合に、特定職員に業務が集中しないよう留意されたい。
3	職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか		B	・適切に行われている。
4	使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか		B	・入所受付等適切に行われている。
5	利用料金（使用料）	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか		B	・適切に行われている。
6	保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか		B	・適切に行われている。
7	清掃・維持管理業務	清掃、維持管理業務は適切に行われたか		A	・古い建物にもかかわらず、清掃が隅々まで行き渡っており、清潔を維持している様子が伺える。
8	修繕業務	修繕業務は適切に行われたか		B	・適切な修繕が行われている。
9	事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか		B	・適切に行われている。
10	利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か		C	・人員面から利用者の受入れを制限していた事実もあり、今後の体制整備に期待したい。
11	利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか		B	・休日の土曜日に施設開放を実施し、利用者（子どもや保護者）からも好評であり、増加の対策を積極的に行っていると見受けられるが、今後より多く利用してもらえるように、さらなる努力を期待する。

No.	評価項目(小項目)	確認内容	評価	評価委員会からの意見
12	施設賠償責任保険の加入	必要な保険に加入しているか(市加入の総合賠償補償保険の補償範囲外のもの)	B	・適切に行われている。
13	利用者の安全確保対策	緊急時・防災時・事故時の対応体制(マニュアル作成、訓練等)が確立されているか	B	・適切に対応されている。
14	個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か	B	・基本協定書に基づき、適切に行われている。
15	情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か	B	・適切に対応している。
16	備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか	B	・適切に行われている。
		小項目評価基準	A:市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B:市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C:市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D:市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

② サービスの質の確認		大項目 評 価	B	大項目 評 価 基 準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A:評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B:評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C:評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D:評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目（小項目）	確 認 内 容			評 価	評価委員会からの意見
1	利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか			B	・適切に対応している。（利用者の声を正しく収集できるようなアンケート形式とするよう、所管課と調整されたい。）
2	接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か			B	・施設内の情報や状況について、保護者に対してさらにオープンになることを期待する。
3	施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか			B	・適切に対応している。
4	利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか			B	・適切に対応している。
5	施設運営業務	実施された事業内容は適切に行われているか			B	・サービス向上の取組みを職員が率先して行っていることが確認できる。
6	事業（自主事業を除く）の実施状況	事業（自主事業を除く）は効果的に行われたか 例）開催状況、利用者の満足度等			B	・効果的に行われている。
7	自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか			B	・適切に行われている。
8	目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか			C	・障がい児支援の待機児童が発生しないよう、対応願いたい。また、利用者の増加に伴うサービス水準の維持が今後の課題である。
					小項目 評 価 基 準	A:市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B:市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C:市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D:市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。

③ サービス提供の継続性と安定性		大項目 評 価	B	大項目 評 価 基 準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目（小項目）	確 認 内 容			評 価	評価委員会からの意見
1	経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか			B	・削減努力が確認できる。
2	事業収支	事業収支は妥当か			C	・収支の均衡を目指し、利用者数の増加に向けた取組みを継続願いたい。
3	人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か			B	・生産性を高めることができるか、今後の状況を注視したい。
4	外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か			B	・適正範囲内である。
				小項目 評 価 基 準	A: 事業計画等に基づく水準以上の経営がなされている。 B: 事業計画等に基づく経営がなされている。 C: 概ね事業計画等に基づく経営がなされているが、簡単な改善等を要する。 D: 事業計画等に基づく経営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

(2) 総合評価及び所見

総合評価	B	総合 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
指定管理者評価委員会 による総評		・ サービス向上の取組みを職員が率先して行っていることが確認できる。 ・ 今後、障がい児支援の待機児童が発生しないよう、大いに期待したい。また、利用者の増加に伴うサービス水準の維持が今後の課題になると考えられる。	

3. 財務状況の確認

財務状況に関する確認結果 （ 適 / 否 ）	適	左記結果に係る 指定管理者評価 委員会の所見	財務状況は健全であり、収支のバランスは概ね良好である。
---------------------------	---	------------------------------	-----------------------------

令和6年度 敦賀市指定管理者評価委員会 指定管理者評価結果

1. 基本情報

施 設 名	きらめきみなと館	施設所在地	敦賀市桜町1番1号
指定管理者名	株式会社クリンテック	施設所管課	産業経済部 商工貿易振興課
指 定 期 間	令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日	公募・指名の別	公 募
施設の設置目的	敦賀市の産業振興及び市民の文化、教養並びに福祉の向上を図る		
管理業務の内容	・施設の利用に関する業務 ・施設の受付、案内業務 ・施設等の維持管理 ・施設等の管理に関する経理業務 ・総合的な管理(防火・防災等)に関する業務 ・利用者サービス提供事業に関する業務(自主事業・誘致事業) ・その他必要な業務(視察対応、統計等資料作成)		

2. 施設の管理運営状況の評価結果

(1) 項目別評価

① 業務の履行状況の確認		大項目 評 価	B	大項目 評 価 基 準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目(小項目)	確 認 内 容		評 価	評価委員会からの意見
1	開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか		B	・条例に基づき遵守されている。
2	職員配置	適切な人員配置がされたか		C	・特定の人物に業務が偏っており、引き続き後継者の育成が必要である。また、一部の報告業務につき効率化を検討されたい。
3	職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか		B	・適切に行われている。
4	使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか		B	・適正に行われている。
5	利用料金(使用料)	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか		B	・適切に行われている。
6	保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか		B	・適切に行われている。
7	清掃・維持管理業務	清掃、維持管理業務は適切に行われたか		B	・館内は適切に行われている。(但し、より細部まで気を配られたい。)
8	修繕業務	修繕業務は適切に行われたか		B	・一部、修繕が必要な場所が確認できるが、適切に行われている。
9	事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか		B	・適切に実施されている。
10	利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か		B	・適切な水準である。
11	利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか		B	・適切に行われている。(但し、平日の稼働率向上のための努力を期待する。)
12	施設賠償責任保険の加入	必要な保険に加入しているか(市加入の総合賠償補償保険の補償範囲外のもの)		B	・適切に対応している。
13	利用者の安全確保対策	緊急時・防災時・事故時の対応体制(マニュアル作成、訓練等)が確立されているか		B	・適切に行われている。
14	個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か		B	・適切に行われている。

No.	評価項目(小項目)	確認内容	評価	評価委員会からの意見
15	情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か	B	・適切に行われている。
16	備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか	C	・現物実査を行ったうえで、所定の備品シールに必要事項を記載し管理すべきである。
		小項目評価基準	A:市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B:市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C:市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D:市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

② サービスの質の確認		大項目評価	B	大項目評価基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算定した場合 A:評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B:評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C:評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D:評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目(小項目)	確認内容	評価	評価委員会からの意見	
1	利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか	C	・仕様書にも明確に記載されており、アンケートの回収やその方法の改善を望む。	
2	接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か	B	・適切に行われている。	
3	施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか	B	・適切に行われている。(但し、随時新しいものに更新することが望ましい。)	
4	利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか	B	・適切に行われている。	
5	施設運営業務	実施された事業内容は適切に行われているか	B	・適切に行われている。(但し、定期的な本部職員による業務運営状況の現地確認等、関与強化が望まれる。)	
6	事業(自主事業を除く)の実施状況	事業(自主事業を除く)は効果的に行われたか 例)開催状況、利用者の満足度等	B	・適切に行われている。	
7	自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか	B	・適切に実施されている。(新幹線効果のある今こそ、周辺施設との連携でさらなる集客を期待する。)	
8	目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか	B	・適正な水準である。	
		小項目評価基準	A:市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B:市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C:市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D:市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。		

③ サービス提供の継続性と安定性		大項目 評 価	B	大項目 評 価 基 準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目（小項目）	確 認 内 容			評 価	評価委員会からの意見
1	経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか			B	・削減努力が確認できる。
2	事業収支	事業収支は妥当か			B	・事業収支は妥当である。
3	人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か			B	・適正な範囲内である。
4	外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か			B	・妥当な範囲内である。
					小項目 評 価 基 準	A: 事業計画等に基づく水準以上の経営がなされている。 B: 事業計画等に基づく経営がなされている。 C: 概ね事業計画等に基づく経営がなされているが、簡単な改善等を要する。 D: 事業計画等に基づく経営がなされておらず、早急な改善が必要である。

(2) 総合評価及び所見

総合評価	B	総 合 評 価 基 準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
指定管理者評価委員会 による総評		・適切な清掃、維持管理業務が行われている。 ・特定の人物に業務が偏っており、引き続き後継者の育成が必要である。また、一部の報告業務につき効率化を検討されたい。	

3. 財務状況の確認

財務状況に関する確認結果 （ 適 / 否 ）	適	左記結果に係る 指定管理者評価 委員会の所見	当面の間事業継続に支障を来たず、特段の懸念事項は見られなかった。
---------------------------	---	------------------------------	----------------------------------

令和6年度 敦賀市指定管理者評価委員会 指定管理者評価結果

1. 基本情報

施設名	敦賀市公設地方卸売市場	施設所在地	敦賀市古田刈66号1303番1
指定管理者名	敦賀合同青果株式会社	施設所管課	産業経済部 農林水産振興課
指定期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日	公募・指名の別	公募
施設の設置目的	青果物等の生鮮食料品を全国各地から計画的、能率的かつ継続的に集荷し、取引の適正化と生産及び流通の円滑化を図り、安定的に供給するため		
管理業務の内容	- 施設の受付、案内業務 - 施設の利用に関する業務 - 施設等の維持管理業務 - 提出書類の受取事務に関する業務 - 視察対応業務 - 総合的な管理に関する業務 - 施設等の管理に関する経理業務 - 施設の活性化のための事業計画及び実施に関する業務 - 各種統計資料の作成、調査、管理業務の実施状況の回答業務 - その他必要な業務		

2. 施設の管理運営状況の評価結果

(1) 項目別評価

① 業務の履行状況の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目（小項目）	確 認 内 容		評 価	評価委員会からの意見
1	開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか		B	・条例に基づき遵守されている。
2	職員配置	適切な人員配置がされたか		B	・適切に人員が配置されている。
3	職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか		B	・適切に実施されている。
4	使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか		B	・条例に基づき遵守されている。
5	利用料金（使用料）	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか		B	・適切に行われている。
6	保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか		B	・適切に行われている。
7	清掃・維持管理業務	清掃、維持管理業務は適切に行われたか		B	・適切に行われている。
8	修繕業務	修繕業務は適切に行われたか		A	・適時修繕可能な範囲で適切な対応がなされている。
9	事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか		B	・条例及び事業計画に基づき実施されている。
10	利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か		B	・関連店舗棟が全棟利用されており、改善の取組みが顕著
11	利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか		A	・一般来場者の増加は高く評価できる。
12	施設賠償責任保険の加入	必要な保険に加入しているか（市加入の総合賠償補償保険の補償範囲外のもの）		C	・協定書の規定が守られておらず、必要な保険を市と協議し、加入する必要がある。
13	利用者の安全確保対策	緊急時・防災時・事故時の対応体制（マニュアル作成、訓練等）が確立されているか		B	・適切に対応されている。
14	個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か		B	・基本協定書に基づき、適切に行われている。

No.	評価項目(小項目)	確認内容	評価	評価委員会からの意見
15	情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か	B	・適切に対応している。
16	備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか	C	・備品等購入の際の起案者が不明確である。 ・古い備品の所在把握が不十分な点が見られた。
			小項目評価基準	A:市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B:市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C:市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D:市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。

② サービスの質の確認		大項目 評 価	B	大項目 評 価 基 準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A:評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B:評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C:評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D:評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目(小項目)	確 認 内 容			評 価	評価委員会からの意見
1	利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか			B	・今後、一般消費者開放を進めるのであれば、店舗利用者のみならず、一般消費者の意見収集も必要である。
2	接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か			B	・適切に対応している。
3	施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか			A	・看板や駐車場の白線等、利用者の目線に立った案内がなされ、適切な水準に改善された。
4	利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか			B	・適切に対応している。
5	施設運営業務	実施された事業内容は適切に行われているか			B	・適切に行われている。
6	事業(自主事業を除く)の実施状況	事業(自主事業を除く)は効果的に行われたか 例)開催状況、利用者の満足度等			B	・効果的に行われた。
7	自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか			B	・一般来場者の増加は高く評価できるが、令和5年度自主事業の実施を年2回の開催となっており、改善を期待する。
8	目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか			B	・適正と考えられるが、中長期計画を達成できるような体制整備を期待する。
					小項目 評 価 基 準	A:市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B:市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C:市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D:市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。

③ サービス提供の継続性と安定性		大項目 評 価	B	大項目 評 価 基 準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目（小項目）	確 認 内 容			評 価	評価委員会からの意見
1	経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか			B	・削減努力が確認できる。
2	事業収支	事業収支は妥当か			B	・事業収支は適正範囲と考えられる。
3	人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か			C	・総務経理事務等の間接業務については外部委託ではなく内製化することが望まれる。 ・外部委託業者選定、承認プロセスを明確にし、適切に運用されるべきである。
4	外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か			B	・適正範囲と考えられる。
				小項目 評 価 基 準	A: 市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B: 市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C: 市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D: 市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

(2) 総合評価及び所見

総合評価	B	総合 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
指定管理者評価委員会 による総評		・一般来場者数の増加は高く評価できる。 ・一方、前指定管理者との間の引継ぎが適切に行われたか不明瞭、支出と決裁の担当者を明確にする書類がないなど承認体制が未整備、経理事務の決裁状況が事後的に把握しづらい状況など、改善を期待したいところがある。	

3. 財務状況の確認

財務状況に関する確認結果 （適 / 否）	適	左記結果に係る 指定管理者評価 委員会の所見	指定管理期間中の事業継続には懸念はないと考えられるが、収支のバランスの改善を要する。
-------------------------	---	------------------------------	--

令和6年度 敦賀市指定管理者評価委員会 指定管理者評価結果

1. 基本情報

施 設 名	敦賀市民文化センター	施設所在地	敦賀市桜町7番1号
指定管理者名	株式会社ケイミックスパブリックビジネス	施設所管課	教育委員会 文化振興課
指 定 期 間	令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日	公募・指名の別	公 募
施設の設置目的	市民の文化の向上と福祉の増進を図る		
管理業務の内容	・施設の利用に関する業務 ・施設の受付・案内業務 ・施設等の維持管理業務 ・施設等の管理に関する経費業務 ・総合的な管理に関する業務 ・自主事業に関する業務 ・利用者サービス提供事業に関する業務 ・敦賀市の文化振興への協力		

2. 施設の管理運営状況の評価結果

(1) 項目別評価

① 業務の履行状況の確認		大項目 評 価	B	大項目 評 価 基 準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目（小項目）	確 認 内 容		評 価	評価委員会からの意見	
1	開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか		B	・条例に基づき遵守されている。	
2	職員配置	適切な人員配置がされたか		B	・人員配置は適正である。	
3	職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか		B	・指定管理業務専用のマニュアルが制定されており、評価できる。	
4	使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか		B	・適正に行われている。	
5	利用料金（使用料）	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか		B	・適正に行われている。	
6	保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか		B	・適正に行われている。	
7	清掃・維持管理業務	清掃、維持管理業務は適切に行われたか		B	・適正に行われている。（築50年にもかかわらず、隅々まで清掃が行き届いていた。）	
8	修繕業務	修繕業務は適切に行われたか		B	・適正に行われている。（但し、中長期的な修繕計画の策定を前提に、計画的に修繕業務が行われることを期待する。）	
9	事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか		B	・条例・事業計画書等に基づき、実施されている。	
10	利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か		A	・積極的なイベント開催により過去最高の利用者数は評価できる。	
11	利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか		A	・期待以上に利用促進の取組みを行っており、利用者増加のために必要なノウハウもあり今後も期待できる。	
12	施設賠償責任保険の加入	必要な保険に加入しているか（市加入の総合賠償補償保険の補償範囲外のもの）		B	・適切に対応している。	
13	利用者の安全確保対策	緊急時・防災時・事故時の対応体制（マニュアル作成、訓練等）が確立されているか		B	・適切に対応している。	

No.	評価項目(小項目)	確 認 内 容	評 価	評価委員会からの意見
14	個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か	B	・基本協定書に基づき、適切に行われている。
15	情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か	B	・適切に対応している。
16	備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか	B	・適切に対応している。(但し、一部の決裁権限者に限られているものもあり、内部統制の運用が必要な点もある。)
		小項目 評 価 基 準	A:市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B:市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C:市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D:市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

② サービスの質の確認		大項目 評 価	A	大項目 評 価 基 準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算定した場合 A:評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B:評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C:評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D:評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目(小項目)	確 認 内 容		評 価	評価委員会からの意見
1	利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか		B	・適切に対応している。
2	接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か		B	・適切に対応している。
3	施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか		B	・適切に対応している。
4	利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか		B	・適切に対応している。
5	施設運営業務	実施された事業内容は適切に行われているか		B	・適切に対応している。
6	事業(自主事業を除く)の実施状況	事業(自主事業を除く)は効果的に行われたか 例)開催状況、利用者の満足度等		A	・高い水準であると考えられる。
7	自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか		A	・利用者が過去最高の水準になったことは、自主事業の成果でもあると評価できる。
8	目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか		B	・適正と考えられる。
		小項目 評 価 基 準	A:市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B:市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C:市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D:市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。		

③ サービス提供の継続性と安定性		大項目 評 価	B	大項目 評 価 基 準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算定した場合 A:評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B:評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C:評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D:評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目(小項目)	確 認 内 容		評 価	評価委員会からの意見
1	経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか		B	・削減努力が確認できる。
2	事業収支	事業収支は妥当か		B	・事業収支は適正と考えられる。
3	人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か		B	・適正な支出状況である。
4	外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か		B	・計画等に基づき、適正に行われている。
		小項目 評 価 基 準	A:事業計画等に基づく水準以上の経営がなされている。 B:事業計画等に基づく経営がなされている。 C:概ね事業計画等に基づく経営がなされているが、簡単な改善等を要する。 D:事業計画等に基づく経営がなされておらず、早急な改善が必要である。		

(2) 総合評価及び所見

総合評価	B	総合評価基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A:評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B:評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C:評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D:評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
指定管理者評価委員会による総評			・ 期待以上に利用促進の取組みを行っている。利用者増加のために必要なノウハウもあり今後も期待できる。 ・ 修繕業務は適正に行われているが、中長期的な修繕計画を策定し、計画に基づいた修繕の実施を期待する。

3. 財務状況の確認

財務状況に関する確認結果 （ 適 / 否 ）	適	左記結果に係る 指定管理者評価 委員会の所見	当面の間事業継続に支障を来たず、特段の懸念事項は見られなかった。
---------------------------	----------	------------------------------	----------------------------------

令和6年度 敦賀市指定管理者評価委員会 指定管理者評価結果

1. 基本情報

施設名	敦賀市武道館	施設所在地	敦賀市曙町11番80号
指定管理者名	公益社団法人 敦賀市シルバー人材センター	施設所管課	教育委員会 スポーツ振興課
指定期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日	公募・指名の別	公募
施設の設置目的	武道の指導を通じて青少年の健全育成と、市民の健康増進、スポーツの振興及び文化、教育の向上等		
管理業務の内容	・開館時及び閉館時の開錠及び施錠 ・日常清掃、定期清掃 ・設備の保守点検業務 ・施設内の機器類の保守点検 ・備品の管理 ・施設の小破修繕 ・駐車場の管理(除雪含む) ・植栽等の維持管理 ・維持管理に必要な点検整備、修繕及び法令に基づく測定、検査等の実施		

2. 施設の管理運営状況の評価結果

(1) 項目別評価

① 業務の履行状況の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点) として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目(小項目)	確 認 内 容		評 価	評価委員会からの意見
1	開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか		B	・条例に基づき遵守されている。
2	職員配置	適切な人員配置がされたか		B	・条例に基づき遵守されている。
3	職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか		B	・協定等に基づき、実施されている。
4	使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか		B	・条例に基づき、業務が行われている。
5	利用料金(使用料)	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか		B	・条例に基づき、適正に行われている。
6	保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか		B	・基本協定等に基づき、適正に業務を行っている。
7	清掃・維持管理業務	清掃、維持管理業務は適切に行われたか		B	・基本協定等に基づき、適切に行われている。
8	修繕業務	修繕業務は適切に行われたか		B	・軽微な修繕が必要な場所と、修繕見込みであることを確認した。(修繕を必要とする箇所は利用者観点からもなるべくすぐの実施されたい。)
9	事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか		B	・条例、実施計画に基づき、適切に行われている。
10	利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か		B	・利用者数は適正な水準である。
11	利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか		C	・提案事業の内容・告知をより工夫し、新規利用者の増加を望む。
12	施設賠償責任保険の加入	必要な保険に加入しているか(市加入の総合賠償補償保険の補償範囲外のもの)		B	・適切に対応している。
13	利用者の安全確保対策	緊急時・防災時・事故時の対応体制(マニュアル作成、訓練等)が確立されているか		B	・適切に対応している。

No.	評価項目(小項目)	確認内容	評価	評価委員会からの意見
14	個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か	B	・基本協定書に基づき、適切に行われている。
15	情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か	B	・適切に対応している。
16	備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか	C	・寄贈品等についても、管理するのが望ましい。
		小項目評価基準	A:市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B:市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C:市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D:市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

② サービスの質の確認		大項目評価	B	大項目評価基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算定した場合 A:評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B:評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C:評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D:評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目(小項目)	確認内容		評価	評価委員会からの意見
1	利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか		C	・利用者のニーズを把握するため、アンケートの回収方法、回収数の改善を望む。なお、所管課の協力を求む。
2	接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か		B	・真摯に対応している。
3	施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか		B	・適正に設置されている。
4	利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか		C	・ホームページやSNS等を運用して、最新の情報発信の実施を望む。なお、所管課の協力を求む。
5	施設運営業務	実施された事業内容は適切に行われているか		B	・業務仕様書等に基づき、適正に行われている。
6	事業(自主事業を除く)の実施状況	事業(自主事業を除く)は効果的に行われたか 例)開催状況、利用者の満足度等		B	・適正に行われている。(但し、定期的な見直し、改善を望む。)
7	自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか		B	・適正に行われている。(但し、定期的な見直し、改善を望む。)
8	目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか		B	・適正と考えられる。(但し、さらなる利用者の増加に向けての取り組みが必要。)
		小項目評価基準	A:市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B:市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C:市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D:市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。		

③ サービス提供の継続性と安定性		大項目 評 価	B	大項目 評 価 基 準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目（小項目）	確 認 内 容			評 価	評価委員会からの意見
1	経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか			B	・削減努力が確認できる。
2	事業収支	事業収支は妥当か			B	・事業収支は適正と考える。
3	人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か			B	・物価高騰などの外部環境下にあつて、適正な支出である。
4	外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か			B	・計画等に基づき、適正に行われている。
				小項目 評 価 基 準	A: 事業計画等に基づく水準以上の経営がなされている。 B: 事業計画等に基づく経営がなされている。 C: 概ね事業計画等に基づく経営がなされているが、簡単な改善等を要する。 D: 事業計画等に基づく経営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

(2) 総合評価及び所見

総合評価	B	総 合 評 価 基 準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
指定管理者評価委員会 による総評		・ 条例・基本協定書等に即した運営がなされている。 ・ 提案事業の内容・告知をより工夫し、新規利用者の増加を望む。	

3. 財務状況の確認

財務状況に関する確認結果 （ 適 / 否 ）	適	左記結果に係る 指定管理者評価 委員会の所見	当面の間事業継続に支障を来さず、特段の懸念事項は見られなかった。
---------------------------	---	------------------------------	----------------------------------

資料 1

令和 6 年度敦賀市指定管理者評価委員会委員名簿

	氏 名	役 職	選出区分
委 員 長	杉 山 友 城	福井県立大学経済学部経営学科 教授	学識経験者
副 委 員 長	田 畑 裕 司	中小企業診断士	学識経験者
委 員	木 野 仁 彦	公認会計士	学識経験者
委 員	荒 本 一 俊	税 理 士	学識経験者
委 員	安 久 知 宏	税 理 士	学識経験者

資料 2

令和 6 年度敦賀市指定管理者評価委員会の開催経過

会 議	開 催 日	内 容
第 1 回委員会 (現地調査含)	令和 6 年 7 月 2 4 日 (水)	・ 委員委嘱 ・ 諮問書の交付 ・ 令和 6 年度評価対象施設の概要説明 ・ 評価の進め方、評価項目や評価基準の設定について審議 ・ 評価対象施設の現地調査・ヒアリング ①敦賀市武道館
第 2 回委員会 (現地調査)	令和 6 年 8 月 1 日 (木)	・ 評価対象施設の現地調査・ヒアリング ②敦賀市民文化センター ③敦賀市黒河農村ふれあい会館
第 3 回委員会 (現地調査)	令和 6 年 8 月 3 0 日 (金)	・ 評価対象施設の現地調査・ヒアリング ④きらめきみなと館 ⑤敦賀赤レンガ倉庫
第 4 回委員会 (現地調査)	令和 6 年 9 月 2 7 日 (金)	・ 評価対象施設の現地調査・ヒアリング ⑥敦賀市公設地方卸売市場 ⑦敦賀市立やまびこ園
第 5 回委員会	令和 6 年 1 0 月 9 日 (水)	・ 対象施設の評価結果取りまとめ (5 施設分) ・ 評価報告書記載内容の検討 ・ 評価結果の公表方法の検討
第 6 回委員会 (現地調査)	令和 6 年 1 0 月 3 0 日 (水)	・ 評価対象施設の現地調査・ヒアリング ⑧敦賀市立子ども発達支援センター ⑨敦賀市きらめきスタジアム
第 7 回委員会	令和 6 年 1 1 月 1 1 日 (月)	・ 対象施設の評価結果取りまとめ (4 施設分) ・ 評価報告書記載内容の検討

資料 3

敦賀市指定管理者評価委員会設置条例（令和 2 年 3 月 23 日条例第 4 号）

（設置目的）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）による公の施設の管理運営の評価を公平かつ適正に実施するため、同法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として、敦賀市指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、指定管理者が行う公の施設の管理運営及び指定管理者の経理状況の評価に関する事項を所掌する。

2 委員会の審査を行ったときは、その結果を市長に答申するものとする。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験その他専門知識を有する者

（2）その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

4 委員は、自己、配偶者又は 2 親等内の親族が評価の対象となる指定管理者の役員その他これに類する地位にある場合又は当該指定管理者と直接の利害関係にある場合は、当該指定管理者の評価に係る議事に加わることができない。

（秘密の保持）

第 6 条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

資料 4

指定管理者制度導入施設一覧（令和 6 年 4 月 1 日現在）

No.	施設名	現指定期間	指定管理者	所管課
1	敦賀市福祉総合センター	令和 4 年 4 月 1 日 ～令和 7 年 3 月 31 日	社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会	地域福祉課
2	敦賀市立やまびこ園	令和 3 年 4 月 1 日 ～令和 8 年 3 月 31 日	社会福祉法人敦賀市社会福祉事業団	
3	敦賀市立子ども発達支援センター	令和 5 年 4 月 1 日 ～令和 10 年 3 月 31 日	社会福祉法人敬仁会	
4	きらめきみなと館	令和 5 年 4 月 1 日 ～令和 10 年 3 月 31 日	株式会社クリンテック	商工貿易振興課
5	敦賀市公設地方卸売市場	令和 5 年 4 月 1 日 ～令和 10 年 3 月 31 日	敦賀合同青果株式会社	農林水産振興課
6	敦賀市黒河農村ふれあい会館	令和 3 年 4 月 1 日 ～令和 8 年 3 月 31 日	敦賀市黒河農村ふれあい会館管理運営委員会	
7	敦賀市農産物直売所	令和 2 年 4 月 1 日 ～令和 7 年 3 月 31 日	企業組合敦賀マルシェ	
8	敦賀市知育・啓発施設	令和 4 年 7 月 1 日 ～令和 9 年 3 月 31 日	丸善雄松堂・編集工学研究所共同企業体	まちづくり推進課
9 10	敦賀駅交流施設 及び 敦賀駅前広場	令和 4 年 4 月 1 日 ～令和 9 年 3 月 31 日	株式会社エコシステム	交通政策課
11	敦賀市駅前立体駐車場	令和 6 年 4 月 1 日 ～令和 8 年 3 月 31 日	タイムズ24(株)・タイムズサービス(株)グループ	
12	敦賀赤レンガ倉庫	令和 3 年 4 月 1 日 ～令和 8 年 3 月 31 日	株式会社丹青社	観光誘客課
13 14	敦賀きらめき温泉リラ・ポート 及び 敦賀市グラウンド・ゴルフ場	令和 4 年 4 月 1 日 ～令和 9 年 3 月 31 日	ONE team	
15	敦賀市民文化センター	令和 5 年 4 月 1 日 ～令和 10 年 3 月 31 日	株式会社ケイミックスパブリックビジネス	
16	敦賀市武道館	令和 5 年 4 月 1 日 ～令和 10 年 3 月 31 日	公益社団法人敦賀市シルバー人材センター	スポーツ振興課
17	敦賀市きらめきスタジアム	令和 3 年 4 月 1 日 ～令和 8 年 3 月 31 日	敦賀市ソフトボール協会	